

第1部 特集「第4次犯罪被害者等基本計画の策定」

犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）において、政府は、犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならないこととされている（基本法第8条第1項）。

これに基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」（同月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）が、23年3月に「第

2次犯罪被害者等基本計画」（同月25日閣議決定）が、28年4月に「第3次犯罪被害者等基本計画」（同月1日閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）が、それぞれ策定された。

第3次基本計画は、その計画期間が令和2年度末までとされていたことから、今般、計画期間を3年4月1日から8年3月31日までの5か年とする「第4次犯罪被害者等基本計画」（3年3月30日閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）が策定された。

第1章 第4次犯罪被害者等基本計画の策定経緯

1 検討の枠組み

基本法において、内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案について閣議の決定を求めなければならないとされており（基本法第8条第3項）、その案の作成については、内閣府に特別の機関として設置されている犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）の事務とされている（基本法第24条第2項第1号）。

推進会議の下では、犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討や犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、基本計画策定・推進専門委員等会議（以下「専門委員等会議」という。）を開催することとされている（「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」（平成22年2月15日推進会議決定。28年4月1日・令和3年3月30日一部改正））。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が平成28年4月に施行さ

れ、それまで内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務は国家公安委員会（警察庁）に移管されており、第4次基本計画は、当該事務の移管後、初めて策定された犯罪被害者等基本計画である。

2 第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する意見・要望の募集

基本法では、犯罪被害者等施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定過程の透明性を確保することとされている（基本法第23条）。

第4次基本計画の策定に当たっては、令和元年7月29日から8月29日までの間、広く国民から郵送、ファックス又は電子メールで意見・要望を募集するとともに、同月下旬、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体を対象とした意見・要望聴取会を開催した。その結果、148名・75団体から合計で約530項目の意見・要望が寄せられた。

3 第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価

基本法では、推進会議は、犯罪被害者等施策の実施状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べることとされており（基本法第24条第2項第2号）、また、専門委員等会議は、前記1のとおり、犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うこととされている。

令和2年1月以降、専門委員等会議において検討がなされ、同年10月29日、推進会議において、第3次基本計画の実施状況の評価が決定された。

同評価は、第3次基本計画に掲げられた5つの重点課題（①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）の項目ごとに行われ、第3次基本計画の計画期間における取組が評価されるとともに、今後の課題が示された。

具体的には、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開し、着実に施策の推進が図られ、一定の成果を挙げたものと評価する一方、犯罪被害者等への中長期的な支援を含めた更なる取組や潜在化しやすい被害者に対する支援等を検討していく必要性が今後の課題として示された。

4 第4次犯罪被害者等基本計画策定までの検討経過

第3次基本計画の見直しについて寄せられた意見・要望及び第3次基本計画の実施状況の評価等を踏まえ、第4次基本計画の策定に向けて検討すべき論点が抽出され、令和2年1月以降、おおむね毎月1回の頻度で専門委員等会議における検討が行われた。

なお、同年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、同年4月から7月初めにかけて開催した会議については書面開催、8月以降に開催した会議についてはウェブ開催等とするなど、感染防止に配慮した形態で会議を開催し、検討が進められた。

同年9月17日に開催された専門委員等会議において、第4次基本計画案の骨子案が取りまとめられ、同年10月29日に開催された推進会議において第4次基本計画案の骨子が決定された。

同骨子について、同年11月2日から24日までの間、国民からの意見募集（パブリックコメント）が実施され、41個人及び12団体から合計で330件の意見が寄せられた。そして、同年12月24日及び3年1月28日に開催された専門委員等会議において、これらの意見等を踏まえ、骨子に盛り込まれた具体的施策の修正等が行われ、第4次基本計画案が取りまとめられた。

その後、同年3月30日に開催された推進会議において第4次基本計画案が決定され、同日の閣議において、第4次基本計画が決定された。

第4次基本計画の策定に向けた検討体制



犯罪被害者等施策推進会議の開催状況



基本計画策定・推進専門委員等会議の開催状況



犯罪被害者等施策推進会議委員及び専門委員

令和3年3月現在

犯罪被害者等施策推進会議		基本計画策定・推進専門委員等会議		
会 長	役 職 名	専 門 委 員	役 職 名	
菅 義 偉	内閣総理大臣	警 察 庁	長官官房審議官 (犯罪被害者等施策担当)	
委 員	役 職 名	内 閣 府	大臣官房審議官 (男女共同参画局担当)	
			総 務 省	大臣官房総括審議官
			法 務 省	大臣官房矯正課総括審議官
			文 部 科 学 省	大臣官房総括審議官
			厚 生 労 働 省	政策統括官 (総合政策担当)
			国 土 交 通 省	総合政策局次長
			有識者	太 田 達 也
中 島 聡 美	筑波大学人間科学部教授			
中 曾 根 えり子	公益社団法人いがた被害者支援センター理事			
正 木 靖 子	弁護士			
関 係 府 省 庁	役 職 名	飛鳥井 望	医療法人社団青山会 青木病院院長	
		伊 藤 富士江	上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 客員研究員・元教授	
		菊 池 馨 実	早稲田大学 法学学術院教授	
		小 木 曾 綾	中央大学大学院 法学研究科教授	
		川 出 敏 裕	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	
		武 るり子	犯罪被害者遺族	
		加 藤 裕 司	犯罪被害者遺族	

第4次基本計画策定までの検討経過

令和元年	
7月29日～8月29日	国民からの意見・要望の募集
8月下旬	犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を対象とした意見・要望聴取会の開催
令和2年	
1月30日	第29回専門委員等会議 ・第3次基本計画の評価について ・第3次基本計画の見直しにおける論点について
2月20日	第30回専門委員等会議 ・論点についての検討① 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進 犯罪被害給付制度の運用状況
4月13日～5月12日	第31回専門委員等会議（書面開催） ・論点についての検討② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援 被害者支援連絡協議会の活用 無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の犯罪被害者支援の在り方
5月1日～5月27日	第32回専門委員等会議（書面開催） ・論点についての検討③ 被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実 民間団体の活動促進
6月5日～7月1日	第33回専門委員等会議（書面開催） ・第4次基本計画案・骨子（案）の検討 意見・要望の整理において「担当府省庁において検討し、担当府省庁から計画案文の提出を求めるもの」とされたものへの対応の検討
7月20日	第34回専門委員等会議 ・意見・要望の整理において「論点として取り上げるもの」とされたものへの対応の検討
8月20日	第35回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第5次男女共同参画基本計画案及び同計画案の検討結果を踏まえることとされた意見・要望への対応の検討 ・第3次基本計画の実施状況の評価案の検討
9月17日	第36回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第3次基本計画の実施状況の評価案の決定 ・第4次基本計画案・骨子（案）の取りまとめ
10月29日	第14回推進会議（持ち回り開催） ・第3次基本計画の実施状況の評価の決定 ・第4次基本計画案・骨子の決定
11月2日～11月24日	第4次基本計画案・骨子に対するパブリックコメント
12月24日	第37回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第4次基本計画案・骨子に対するパブリックコメントの結果を踏まえた検討
令和3年	
1月28日	第38回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第4次基本計画案の検討・取りまとめ
3月30日	第15回推進会議 ・第4次基本計画案の決定 第4次基本計画の閣議決定